

法務省矯成訓第9号

矯正管区長
刑事施設の長

矯正処遇等を行う日及び時間に関する訓令を次のように定める。

令和7年5月29日

法務大臣 鈴木馨祐
(公印省略)

矯正処遇等を行う日及び時間に関する訓令

(趣旨)

第1条 この訓令は、矯正処遇等を行う日及び時間に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成17年法律第50号）において使用する用語の例による。

(矯正処遇等を行う日)

第3条 刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則（平成18年法務省令第57号。以下「規則」という。）第19条第2項第3号に掲げる日は、8月13日から同月15日までとする。ただし、8月13日が日曜日の場合は8月14日から同月16日までとし、8月13日から同月15日までのいずれかの日が土曜日である場合は8月13日から同月17日までの土曜日及び日曜日を除く日とする。

2 刑事施設の長は、矯正処遇等の実施上又は刑事施設の管理運営上必要と認める場合には、あらかじめ当該刑事施設の所在地を管轄する矯正管区の長の認可を受けて、前項の日を他の適当な日に代えることができる。

3 連日作業を行う次の各号に掲げる受刑者又は労役場留置者（以下「受刑者等」という。）について、当該各号に定める日において1日につき6時間以上作業を行った場合には、規則第46条第3項若しくは第96条第3項又は刑事施設及び被収容者の処遇に関する規則の一部を改正する省令（令和7年法務省令第37号。以下「改正規則」という。）附則第3条第4項の規定により、連日作業を行う受刑者等以外の受刑者等と同様に、1月以内に当該作業を行った日に対応する作業を行わない日又は6時間未満の作業を行う日を指定するものとする。

- (1) 受刑者（懲役受刑者を除く。） 規則第46条第1項第1号に掲げる日
 - (2) 労役場留置者 規則第96条第1項第1号に掲げる日
 - (3) 懲役受刑者 改正規則附則第3条第2項第1号又は第2号に掲げる日
- 4 刑事施設の長は、規則第46条第2項若しくは第3項の規定により作業を行う日を定め、又は規則第96条第2項若しくは第3項若しくは改正規則附則第3条第3項若しくは第4項の規定により作業を行わない日を定める場合には、できる限り、作業を行う日が連続して10日を超えないように配慮しなければならない。

（矯正処遇等を行う時間の告知）

第4条 刑事施設の長は、規則第47条第2項（規則第96条第5項において準用する場合を含む。）の規定により1日につき8時間を超えて矯正処遇等を行う場合には、その対象となる受刑者等に対し、あらかじめその旨を告知するものとする。

附 則

この訓令は、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行の日（令和7年6月1日）から施行する。

附 則〔令和8年法務省矯成訓第9号大臣訓令〕

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。